
◎開会の宣告

○議長（多田育民君） 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、大変ご苦労さまでございます。平成25年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

なお、8月ということでございますので、クールビズの励行により、上着、ネクタイを外されても結構でございます。管理者においても結構でございます。

◎開議の宣告

○議長（多田育民君） それでは、議事に入ります。

ただいまの出席議員数は8名でございます。定足数に達しておりますので、平成25年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会は成立をいたしております。

◎管理者挨拶

○議長（多田育民君） 初めに、管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成25年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、組合事業についてご報告させていただきます。懸案の次期施設整備につきましては、本年2月の組合議会で附属機関条例を可決いただき、次期中間処理施設整備事業用地検討委員会が設置されました。本年4月以降、4回の会議を開催し、今後予定しておる用地の募集方法等に関する答申に向けまして、現在活発な意見交換などが行われております。

次に、今年度策定予定のごみ処理基本計画につきましては、本年4月に新たな減量目標値の設定や減量施策を検討する印西地区ごみ処理基本計画検討委員会を設置し、住民や学識経験者のご参加をいただきまして、現在3回の検討委員会が開催されたところでございます。人口推計、ごみ排出量の予測、目標値の設定などを検討し、今後具体的にごみ減量施策について検討され、来年1月の答申に向けて鋭意努力されているところでございます。幅広い意見、情報の中で、印西地区に適した減量や資源化を推進してまいりたいと考えております。

さて、本日ご審議いただきます案件は、印西地区環境整備事業組合財政状況の公表に関する条例の制定について、平成25年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）について、繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

○議長（多田育民君） ありがとうございます。

◎議事日程の報告

○議長（多田育民君） 議事日程を申し上げます。

議事日程につきましては、軍司俊紀議員から「新たに設置された2つの検討委員会について」緊急質問の申し出がありました。

◎日程の追加

○議長（多田育民君） 会議規則第63条の規定によりお諮りをいたします。

軍司俊紀議員の「新たに設置された2つの検討委員会について」の緊急質問を認め、日程に追加し、日程第7として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 異議なしと認めます。

よって、緊急質問を日程に追加し、議事日程についてはお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（多田育民君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号4番、谷嶋稔議員、議席番号5番、血脇敏行議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（多田育民君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（多田育民君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日、管理者から議案の送付があり、これを受理したので、報告します。

地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのとおり出席通知がありました。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に印刷物を配付してございますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号

○議長（多田育民君） 日程第4、議案第1号 印西地区環境整備事業組合財政状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第1号について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第1項の規定により、印西地区環境整備事業組合財政状況の公表に関する条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。

なお、これまで法に基づく公表義務を怠っていたことについて、住民の皆様には深くおわびを申し上げる次第でございます。法令遵守と情報公開の観点から早急に対応すべきと判断し、本臨時議会へ上程したところでございます。

議案内容につきましては、この後事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（多田育民君） 岩崎事務局長。

○事務局長（岩崎良信君） 議案第1号 印西地区環境整備事業組合財政状況の公表に関する条例の制定につきまして、議案内容をご説明いたします。

議案第1号をごらんください。第1条は、この条例を制定する趣旨について規定するものでございます。

第2条第1項は、公表の時期を毎年5月及び11月の年2回とすることについて規定するものでございます。

第2条第2項は、天災その他避けることのできない事由で前項の時期に公表ができないときは、当該事由が止んだときから1カ月以内に公表することについて規定するものでございます。

第3条は、公表の要領について規定するものでございます。

第3条第1項は、5月に公表するものについて、前年10月1日から3月31日の期間における公表事項といたしまして、第1号は、歳入歳出予算の執行状況について、第2号は、財産、地方債及び一時借入金の現在高について、第3号は、その他管理者が必要と認める事項について規定するものでございます。

第3条第2項は、11月に公表するものについて、当年4月1日から9月30日の期間における公表事項といたしまして、前項に掲げる事項に加え、前年度決算の状況についても明らかにすることについて規定するものでございます。

第3条第3項は、財政状況の基礎資料についても、必要に応じ、公表することができることについて規定するものでございます。

第4条は、公表の方法について、公告式条例に基づく掲示場への掲示及びホームページ等を利用することについて規定するものでございます。

第5条は、この条例に定めるもののほか、公表に関し必要な事項は管理者が別に定めることについて規定するものでございます。

最後に、附則といたしまして、施行期日を本年11月1日とするものでございます。

これで議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（多田育民君） ありがとうございます。

提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

山本議員。

○7番（山本 清君） 私、4年弱ぐらい、浅い経験の中ですが、それでも結構たくさんの数の議会に参加しておりますが、首長が明確にこうやって謝ったというのはちょっと余り経験がないですね、議会議員になって。

それで、ちょっと今分かりにくかったのですけれども、これは事務方に伺いますが、これは何か違法だったのですか。現状が違法状態だったのであれば、もう少しかみ砕いて、私及び市民にわかるように明確に、どういうところでどういう支障がでて、問題点が今からみるとあるのか、そこをもう少しクリアにしていきたいと思えます。

○議長（多田育民君） 岩崎事務局長。

○事務局長（岩崎良信君） お答えをいたします。

地方自治法の規定によりまして、公表しなければならないという規定になっております。具体的に申し上げますと、先ほども出してありますけれども、地方自治法243条の3に「普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。」、こう規定されておりますので、地方自治法に、先ほど管理者のほうでも申し上げましたとおり、長い期間にわたってちょっと抵触をしておりましたということでございます。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 具体的にいつから抵触していたかというのをちょっと知りたいのですけれども。

○議長（多田育民君） 山本庶務課長。

○庶務課長（山本敏伸君） 組合発足当初、昭和51年より条例制定がございませんので、その当時から公表していないということでございます。

以上です。

○議長（多田育民君） よろしいでしょうか。

ほかの議員の方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、質疑はないものと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(多田育民君) 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

議案第1号 印西地区環境整備事業組合財政状況の公表に関する条例の制定について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(多田育民君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は可決されました。

◎議案第2号

○議長(多田育民君) 日程第5、議案第2号 平成25年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者(板倉正直君) 議案第2号 平成25年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算は、印西クリーンセンター3号焼却炉増設工事における損害賠償請求事件の判決が平成25年6月18日に確定し、JFEエンジニアリング株式会社から損害賠償金など1億6,522万8,438円が平成25年6月26日に納付されました。これを受けて、裁判の確定に伴い、弁護士費用の精算、国、県補助金及び市町負担金の返還に当たり、補正予算を計上するものでございます。なお、市町負担金の返還については、今後関係者間で協議を進めてまいります。

補正予算の規模でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,522万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億1,757万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、この後事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(多田育民君) 岩崎事務局長。

○事務局長(岩崎良信君) 議案第2号 平成25年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明をいたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,522万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,757万4,000円とするものでございます。

補正予算書の4ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入についてご説明をいたします。5款諸収入、2項雑入、2目弁償金につきまして、1億6,522万8,000円の増額補正でございます。JFEエンジニアリング株式会社から損害賠償金として、契約金額の2%に相当する損害賠償金9,682万円、平成11年6月1日から平成25年6月26日までの年5%に相当する遅延損害金6,811万8,838円、訴訟手数料印紙代の5分の1に相当する訴訟費用28万9,600円を計上するものでございます。

以上が歳入の補正でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。同じく4ページの3、歳出をごらんください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきまして、1,076万円の増額補正でございます。これは、弁護士への委託料といたしまして、損害賠償金等の納入金から訴訟費用分を除く1億6,493万8,838円の6%に消費税を加えた報酬金1,039万1,000円、裁判所への出頭、説明会出席の際の日当、交通費、訴状、証拠書類の印刷代及び送料などの実費費用36万9,000円でございます。

次に、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費につきまして、1億5,446万8,000円の増額補正でございます。これは、納入金から弁護士費用を除いたものについての返還金でございます。国庫支出金返還金1,569万3,000円、県支出金返還金125万9,000円、市町負担金返還金1億3,751万6,000円でご

ざいます。

国、県補助金の返還は、弁護士費用の執行をもって訴訟費用が確定いたしますので、その後速やかに手続に入ります。また、市町負担金返還金の内訳といたしまして、印西市7,085万7,000円、白井市4,452万7,000円、栄町2,213万2,000円となり、割合につきましては、当該事業費の負担割合による平成15年度末人口割及び均等割を予定しております。

なお、先ほど管理者からご説明申し上げましたとおり、市町返還金の精算につきましては、今後、構成市町及び事業費の一部を構成市町に負担している都市再生機構と具体的な協議を進めてまいります。

以上で議案第2号 一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（多田育民君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） ご質問いたします。

今事務局長のほうから説明がございました、4ページの歳出の部分で市町負担金返還金1億3,751万6,000円の件ですけれども、今おっしゃったとおり、今後、印西、白井、栄町の間で、関係者間等で協議をしていくということで説明いただいたわけなのですが、そのときに、今の説明の中では都市再生機構への返還金というようなこともおっしゃっていたと思うのですが、これはどのぐらいのパーセンテージを返すのか、それは全く返さないこともあり得るのか、それについてどのような立場を、これは各市町村がとるのか、それとも環境整備事業組合が主体として返すのか、その辺のちょっと認識をお聞かせください。

○議長（多田育民君） 山本庶務課長。

○庶務課長（山本敏伸君） 市町の返還金1億3,751万6,000円につきましては、今後、関係市町及び負担している都市再生機構と協議をしてその金額を定めていきます。

都市再生機構への返還につきましては、契約上63.1%負担するというような協定になっておりますので、市町主体にして、そちらの金額については調整後、返還をしていただくようになります。

以上です。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今のご回答ですと、市町を主体にして返還を考えていくということになると、では、ある、例えば印西は返すけれども、白井とか栄町は返さないとか、そういうことも話し合いの中であり得るということですか。

当初私がお聞きしていたのは、環境整備事業組合として、返還額、都市再生機構の割合が、今回返ってきた1億6,522万8,000円から弁護士費用を除いた金額ですよ。金額の63.1%を返すというお話だったと思うのですが、そうではなくて、一回分配した後に、印西、白井、栄町にそれぞれ分配した後に、各市町がそれぞれ、63.1%ずつ、各自自治体が返していくという考え方なのか、それとも、それは協議の上、返さなくてもいいということもあり得るのか。かなり、これは金額的に、1億3,751万6,000円のうちの63%って約8,000万円ぐらいになると思います、全体を合わせると。それを、言葉がふさわしいかどうかわからないのですが、JFEから我々は勝ち取った、とりあえずもらったわけですが、それをみすみすと何もしていないURであるとか、この上には国庫支出金とか県に返すのはどうなのだろうと思いますが、その話し合いも含めてどのようにやっていくつもりなのか、やってきたのか教えてください。

○議長（多田育民君） 山本庶務課長。

○庶務課長（山本敏伸君） 構成市町、それから都市再生機構との話し合いはこれからになります。組合のほうで構成市町のほうにお任せしますということは決してございませんので、歩調を合わせるような形というか、統一的な見解を組合のほうから提示して、当然、組合が中心になって話を整理して、構成市町のほうで適正な支出をしていただけるようなことを現段階では考えております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 最後です。

それでは、もしも63.1%を返すということになったら、では、印西、白井、栄町は手元には幾らぐらい残るか、その試算がされているか。あるいは、今答弁漏れに近いと思うのですけれども、国庫支出金とか県支出金というのは、本当に、今回予算上についていますけれども、これは返さなくてはいけないものなのか、その議論はされてきたのかを確認して、質問を終わります。

○議長（多田育民君） 山本庶務課長。

○庶務課長（山本敏伸君） 国庫補助金、それから県補助金につきましては、それぞれ関係部署のほうと協議をして、額が確定次第、返還願いたいということで協議をしております。額につきましては、先ほども言ったように、弁護士費用等の額の確定、それから補助金の交付申請の変更申請、変更の確定というようなことで、国庫、県費については金額を決定した後、償還するようになります。それから、構成市町への返還につきましては、構成市町それぞれで交付税措置相当という金額などもございますので、その辺、詳細な支出割合等、これから協議をして適正な金額を定めていきたいと思っています。

構成市町への返還金につきましては、試算等はしてございますけれども、あくまでも試算という範囲ですので、参考に捉えています。あくまでも試算でございまして、UR都市機構のほうに返還する63.1%相当分を差し引きますと、印西市2,967万6,000円、白井市1,760万7,000円、栄町934万3,000円というような金額になります。

以上です。

○議長（多田育民君） ほかの議員の方。

山本議員。

○7番（山本 清君） 今のご説明の中で、弁護士への報酬が1,000万を超える額、これは前から言われてはおりましてけれども、これは着手金が約700万だということを加えると、1,700万程度のトータルとしての弁護士報酬なのですよ。それについてちょっと伺いたいです。

結果論としては、和解で提示されていたよりも若干多い額を勝ち取ることができたと、それでまた、談合ということをはっきり裁判所に認定してもらえたわけです。そういうことを考えると、結果オーライという面もこれはあるにはあるのです。ただ、だからといって、これでよかった、よかったということではないと思うのです。

つまり、今回の弁護士とのやりとり、これはすっきりいかない部分が多々あったわけです。例えば議会とか、あと管理者、副管理者に対する説明がやっぱり遅かったです。それに対して、議会としては、持ち時間が非常に、1週間程度の持ち時間で審議することを強いられた。そんな中で、調べた上で、この議会の全会一致で和解を否決して、判決をもらうということを決めて、みんな不安を抱えながら、もし負けたらどうしようという不安を抱えながら、結果としては結果オーライだったわけですが、どこが疑問が残るかという、今申し上げた、説明が遅かった、あと、負けるかもしれない、負けるかもしれないとさんざん和解に向けて弁護士が説明されたわけですが、結果、負けなかった。あと、判決になったら必ず上告されるというニュアンスで弁護士は説明したのですが、上告されなかった、いろんなところで弁護士の説明が何か腑に落ちないところが多々残った、今回法務だったわけなのです。やっぱり、これは専門性がどこまで高い弁護士を選べるかというのが、これは今後同じような事件、同種の事件はないことを祈りますけれども、行政体としてやっぱり今後この教訓を生かしていく必要があると思うのです。

そこで、やっぱり弁護士、今回私が強く感じたのは、二元代表制への理解がない、行政事件に余り慣れていなかった方と思わざるを得ない発言が多々あったのです。そういうことからして、今回の弁護士の選任について、これはどのように総括されるかというのが1点、これは報酬を払うわけですから。

あと、今後、これは何でこんなことを言うかという、相手の事務所が日本の4大法律事務所、これはJFEの事務所なのです。JFEエンジニアリングの事務所は、日本で4大法律事務所、数百人の弁護士を擁するところで、独禁法専門部隊があるわけです。それに対して、我がほうが選任した弁護士は1人事務所です。主に市民法務、専門性があるということで、あえて言えば市民法務が専門の

弁護士であるわけです。だから、どうこれを今評価しておられるかというのが1点。

もう一点は、今後大きな専門性を伴うような事件が起こったときにどうされていくかという、この2点を伺います。

○議長（多田育民君） 岩崎事務局長。

○事務局長（岩崎良信君） お答えいたします。

弁護士の選任に関するご質問でございます。この事件に関する弁護士の選任につきましては、当時印西市の顧問弁護士をされていた弁護士を選任したものでございますが、印西市の顧問弁護士ということで、当然のように行政事件のほうは多く手がけていらっしゃるかなということで、これも正副管理者を含めまして選任をさせていただきました。結果的に、山本議員おっしゃるような、弁護士の当初の予測とちょっとずれる面があったかと思いますが、この事件につきましては、証拠が不十分な事件であるということで、担当弁護士も苦慮されたことかと思いますが、その辺、なかなかご説明のとおり推移しなかったという、そういった面はあったかと思いますが、相手方の弁護士は、日本の大きな企業ということで、それなりの弁護士をお立てになったかと思いますが、今後、こういった専門性のある事件につきましては、やはり選任については、構成市町の顧問弁護士にかかわらず、やはりその案件に精通し、また弁護士、お一人にするのか、それとも弁護士団を組織するのか、そういったことについても十分検討していきたいと考えております。

○議長（多田育民君） 山本議員。

○7番（山本 清君） あと1点だけちょっと念押しですけれども、着手金700万円の事件であれば、やっぱり大きな専門性を持った事務所に委任が十分可能であったということ、今振り返ってそういう認識を持っていらっしゃると思いますか。もうこれで終わりにしたいと思いますが。

○議長（多田育民君） 岩崎事務局長。

○事務局長（岩崎良信君） お答えをいたします。

着手金、それから報償金、報酬額、そういったものを勘案しますと大きな裁判であったと、そういう認識はございますので、お一人の弁護士でこれを対応したわけなのですが、結果的には、年数といい、内容といい、1人の弁護士団といいますか、お一人ではちょっと、大変厳しいものがあつたらうなと思いますけれども、当初そういった形でお任せしましたので、最後まで責任を持ってその辺はしていただけたと考えます。

以上です。

○議長（多田育民君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） それでは、質疑をこれで終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

議案第2号 平成25年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（多田育民君） 起立全員です。

よって、議案第2号は可決されました。

◎報告第1号

○議長（多田育民君） 日程第6、報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について報告を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

本件は、印西クリーンセンターの長寿命化、維持補修計画を策定する機器等詳細調査事業について翌年度に繰り越したものでございます。

内容につきましては、繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。

○議長（多田育民君） 以上で報告を終わります。

ご質疑のある議員の方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（多田育民君） 質疑なしと認めます。

◎緊急質問

○議長（多田育民君） 日程第7、緊急質問を行います。

質問時間は10分の申し合わせになっておりますので、議員の皆様方、議事進行にご協力をお願いいたします。

質問通告のありました議席番号6番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） まずもって、議員各位に対して、貴重なお時間をいただき、緊急質問を許してくれたことを御礼申し上げます。

時間も限られていますので、質問に入ります。質問は、新たに設置された2つの検討委員会についてです。この質問の趣旨は、そもそもこの2つの検討委員会というのは、諮問事項が管理者から出ているはずですが、その諮問事項を逸脱した議論が行われて、用地検討委員会においては、当初の予定から大幅に遅れ、議員への説明も一切ないまま、勝手にスケジュールの延長がされているというのがあります。これは、当然予算もかかってきます。このような動きについては、議会に全く説明もないまま進めるといっては、これは議会軽視ではないかと考え、ついでには、次回の定例議会までこのような的を射ないような議論を進めるといことはどうなのだろうということを考えたために、今回緊急質問をさせていただくというふうになりました。

質問事項は、大きく3つです。1問目は、これは一括で、2問目以降は一問一答で行います。

質問します。1番目、管理者、副管理者は、スケジュールの延長について承諾しているのか。

2番、基本構想の策定をするという議論が平然と検討委員会でされているが、いつ基本構想の策定について諮問したのか。これは、2月の定例議会で私が一般質問した際には、白紙撤回はされていないので、現状計画を踏襲したまま、つまり9住区の移転のときの考え方のまま用地の検討を行う旨、これは答弁をされているのです。ですから、お聞きしたいのは、白紙撤回はいつ議会で明言されたのか。2番目は、議会で答弁した内容を反故にするのか。

最後に、3番目、用地検討については、一部委員より公募についてはしなくてもいい旨の発言がされているが、これは用地検討委員会の趣旨と反することではないのか。

以上3点、質問します。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 軍司議員の質問、新たに設置された2つの検討委員会につきましてお答えをいたします。

両委員会のスケジュール変更についてですが、基本計画の検討委員会につきましては、当初、全6回の会議で12月の答申を目途にしておりましたが、アンケート実施に伴う分析に要する時間やパブリックコメントに要する時間等を勘案し、会議開催を7回とし、12月までの会議として、1月に答申することに変更いたしました。

用地検討委員会につきましては、当初のスケジュールでは、今年度中に答申をいただき、周辺住民との合意形成をとった次期施設建設予定地の決定をすることとしておりました。しかしながら、検討委員会において、第1回会議から、過去の経緯を重く受けとめまして、決して後戻りできない事業であること、住民の合意形成や用地選定に向けて、住民の理解度など複雑な問題に直面している現状で

あること、基礎的な情報、知識などを委員各位の共通認識としたいこと、地区住民に対して透明性を確保して委員会を進めていくことなど、スタート段階で吟味する必要があるとの意見が各委員から出たことで、委員長提案で、今回、回数の増加と最終的な用地の選定までの答申時期を来年7月まで延長したものでございます。

質問1のスケジュール延長についての承認についてでございますけれども、両検討委員会のスケジュール変更につきましては、事務局から報告を受け、両委員会における意見を整理し、検討内容を勘案し、延長はやむなき判断であったと承認したところでございます。

特に用地の選定につきましては、印西地区としてごみ処理施設が必要不可欠な施設であるという観点から、重要かつ喫緊の課題であることは皆様共通の認識であり、言うまでもありません。私としましても、委員会設置の趣旨であります専門的知識、経験の活用、施設用地検討過程における民意の反映及び透明性の確保などを適切に進めるべく設置した検討委員会でございます。委員各位が必要な情報を共有するとともに過去の経緯を理解し、同じ土俵で多岐にわたる議論を展開することで最終的に実のある答申をいただけるものと考えております。

また、現段階でのスケジュールが遅れていることは、私としましても認識しているところでございます。4月から4回の会議で、委員会の運営方法の整理や必要な情報共有は図れたと思っておりますので、今後につきまして、次期施設建設用地の選定に向けて特化した議論が迅速に図られるよう、事務局に指示をしたところでございます。

2つ目の質問ですが、基本構想という言葉に誤解が生じているようなので、再度確認をさせていただきます。委員会における基本構想の意味は、施設のあり方について、用地を募集するために必要となる基本的理念といったものであり、具体的な施設整備レベルまで踏み込むものではありません。なお、平成23年3月に策定した施設の整備基本計画につきましては、2月の組合議会で答弁したとおり、用地が確保される見通しが立った後に検討を見込んでおり、当該地区の特性や地元住民の皆様のご意向などを勘案しながら検討を進めるべきと考えております。

3つ目の質問ですが、用地検討委員会の中で公募についてはしなくてもよいという旨の発言がなされているということですが、事務局に確認しましたところ、公募に対する確認の質問としてあったものと報告を受けております。よって、諮問どおり、用地の募集についての議論は今後とも行っていただきます。

終わりに、次期中間処理施設は、停滞することが許されない重要な施設であります。次期施設用地の早期決定に向け、用地検討委員会におかれましては、効率的な議論、運営を図っていただくよう働きかけてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解をお願いするものでございます。

○議長（多田育民君） 軍司俊紀議員。

○6番（軍司俊紀君） 再質問を一問一答でしていきたいのですが、ちょっと長々と述べたいと思いますけれども、私はほぼ全ての検討委員会を傍聴していることは多くの皆様もご存じだと思うのですが、時間の関係で、きょうは用地検討委員会に特化してちょっと質問をしていきたいと思うのですが、正直申し上げれば、この委員会というのは、諮問事項に沿った充実した内容の審議をしていけば、私はこんな質問をしようとは思わないのです。緊急質問しようとは思わない。過去4回、もう既にやっているのです。過去4回やっていて、では何を議論しているのか、このことを管理者、副管理者は十分承知しているのかどうか、それを聞きたいのです。

例えば、そもそも論からいえば、いまだにあきれてしまうのですけれども、白井市のことを2つの検討委員会の委員長は何と言っているか。シライシと言っているのですよ、いまだに。4回やっていて、3回やって。どういうことなのだ、いつも私は聞いていて思うわけです。

先ほども管理者の答弁をお聞きすると、共通認識を委員会で持つために4回やったと。では、それは勉強させるために4回もやったのですか。おかしいでしょう、考え方が、どう考えたって。これはお金を払っているのですよ、報酬を。有識者は1回、二、三時間の会議で2万5,000円、委員は7,500円、これは冗談ではないです。それを十分承知しているのですか。

これだけ私が言うのはなぜかという、当初の予定から大幅に遅れているのです。ももとの第1回目の会議に提示された会議開催の要項案では、第3回目までに事業推進の手法とか事業用地の募集

条件、評価項目等、募集方法、それから応募がなかった場合の対応について、これは話し合われているはずですが。この事実はないですよ、全く。

第4回目では、パブリックコメントの募集及び住民説明会の開催に向けて事業用地の募集等の案を決定することになっているけれども、では結果はどうでした。第1回目の計画から延ばすということでは第2回目の計画を出しました。第2回目の計画を私は今持っています。第2回目の計画で、では、7月末の段階でどこまで終わっていないかということ、募集方法を検討というのは、これは6月に終わっていないかということ、募集条件の検討というのは次回の8月までに終わらせなければならない、それ以外にも終わらせるものは8月の段階でいっぱいあるのです。それが、第3回目までの内容でさえ、第4回で終わっていないのです。そのために、では我々は市民のお金を使って、これは2市1町から、市民、町民のお金を使ってこの印西地区環境整備事業組合で運営されているのだけれども、それでいいのかということを開きたいわけです。

特に用地検討委員会については、第4回目がこの間開催されましたが、財政の担当者が呼ばれています。これは、財政の担当者を呼ぶ必要はあるのですか。全く意味がわからない。そのときに、財政の担当者は最後に何と言ったか。いいですか。できるだけ早く方針を示していただきたいと、こう言っているのですよ、財政の担当者は。その意図を私は確認したら、やっぱり延命化の費用もかかるし、その費用は国からも県からも補助金が出ないから、各自治体に費用負担がかかるから、早く検討して、早く方針を示してくれと言っているのです。それを、4回やって何ら進んでいない。

それについて私は確認します。このような実情がある上で、スケジュールの延長を管理者、副管理者は認めたのか、お一人お一人にお聞きしたい。板倉市長及び、それから伊澤市長、それから岡田町長、3人の管理者、副管理者に、このような実情がある上でスケジュールの延長を認めたのかお聞きしたいと思います。

○議長（多田育民君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） お答えいたします。

検討委員会におきましては、私は、よくとって解釈いたしますれば、やはりそれだけ慎重に皆さんが私は論を交わして、8月までにいろいろ、方向性云々というような、いろいろのスケジュールがございましてけれども、やはりスケジュールというのはなかなか、論が、問題が大きな問題だけに、私は、慎重の上に慎重を期して各検討委員の皆様方が検討した、それがやはり拡大した、いろんな論にまで及んで、ちょっと時間的に、スケジュールがずれ込んでいるのではないのかなと、それは私はやむを得なかったのではないかなと。あとは、できるだけいい方向に、本筋をこれから捉えながら、いい方向性の検討をして方向づけをしていただきたいと、このように望んでおります。

○議長（多田育民君） 伊澤副管理者。

○副管理者（伊澤史夫君） お答えいたします。

基本的な内容につきましては、先ほど板倉管理者から1回目の答弁でお答えしたとおりでございます。私も、事務局からこの検討内容について報告を受けておまして、検討は慎重に行われていると認識しております。その上で、当初のスケジュールよりも今のところでは4カ月おくられているところがございますので、共通認識も図られたということで理解しておりますので、早急に検討を進めて、少しでも早く用地の選定が決まるよう、私も事務局のほうにはお話をしたところでございます。

以上です。

○議長（多田育民君） 岡田副管理者。

○副管理者（岡田正市君） 私は、先ほどの軍司議員の意見、非常に賛成しております。たしか、多分、財政のほうの説明の中では、報告を受けたところによりますと、早くしてくれと、方向性を出してくれと言ったというような報告を受けておりますので、私もそれでよかったというように言っておりますけれども、やっぱり私も、環境組合を背負っていく中で、多少はちょっと考え方が違いますけれども、やっぱり、管理者、副管理者がおりますので、そういった意見を尊重しながら、本当はちょっと違うかなというように思っておりますけれども。これは内緒の話であります。とにかく、大市ですのではなかなか、表立った反対意見は言いませんので、おんぶにだっこしますので、今後ともひとつよろしく願います。

○議長（多田育民君） 軍司議員、念のため、あと3分でございますので、よろしくお願いします。どうぞ。

○6番（軍司俊紀君） 今、板倉管理者、それから伊澤副管理者のほうからご答弁いただいて、検討は慎重に行われるということは、これは非常に重要だし、一番初めの管理者からの答弁の中で、この検討委員会というのは非常に重要だというのは私も十分認識しているし、期待しているし、ですから、毎回毎回傍聴に行っているわけです。だけれども、では、その検討内容が諮問されていることなのかということをお聞きしたいわけです。諮問されている事項については、全く何もやっていないではないですか。全くというのは語弊があるね。ほとんど、1番目のさわりの部分しかやっていない。そういったような議論をずっとやっていくことがどうなのだというのを聞いているわけです。

では、改めてお聞きします。いつになったら、諮問事項の討議が始まるのでしょうか。いつ遅れを取り戻すのですか。

○議長（多田育民君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） 諮問事項につきましての検討につきましては、先ほど管理者からの答弁にもございましたが、各委員の共通認識が図れたという認識のもとに、今後スケジュールを諮問内容に特化して議論を進めていくよう、検討委員会委員長、副委員長、それから学識経験者を交えて、先だつての会議の終了後に一度会議を開催させていただきまして、その辺の認識を確認したところでございます。

以上です。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 具体的にお聞きしたい。では、いつになったら事業用地の募集についての第1段階、パブリックコメントとか住民説明会が行われる予定で考えているのですか。

○議長（多田育民君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） 内容につきましては、非常に多岐にわたる内容がございますので、順を追ってやっていく予定ではおりますが、まずは比較対象地の募集に向けての検討として、募集方法、条件、それから募集方法の情報発信の仕方、それから比較評価の項目、評価基準、配点、応募がなかった場合の対応、候補地の地域振興事業の基本的な考え方などの検討を順を追って議論を進めていく予定でおります。

以上です。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 回答になっていないのです。いつまでに、いつやるのかということをお聞きしているのです。

○議長（多田育民君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） 我々は委員会にこれを投げかけているものでございますので、資料としては我々のほうから、今言ったような順序立てのものを検討をしていただきたいということを委員会のほうに投げかけます。委員会の中で、それを一つ一つ調査、審議しながら、丁寧に議論をしていただいて、結論を出していただけるものと思っております。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 先ほど工場長が答弁された内容というのが、8月には全部終わっていかなくてはならない内容なのです。その8月には全部終わっていかなくてはならない内容というのは、私が認めないと言った4カ月延長した内容で、8月に全部終わっていかねばいけない内容です。それを8月に終わらないというのであれば、さらにさらに延長を重ねるつもりですか。それについてお聞きします。

○議長（多田育民君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） 現段階では、変更をまたさらに加えるということは今の段階では考えておりません。今後、委員会の検討につきましては、今までの委員会につきましては、2時間を原則として会議をお願いしていただくところですが、検討内容を、決をとるまでの内容まで、できれば1日開催であるとか長時間にわたる委員会というのも今後考えていこうという

ことで委員長の認識をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（多田育民君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 時間もありませんので……

○議長（多田育民君） まだ2分あるそうです。

○6番（軍司俊紀君） 結局、今回の移転問題で問題となったのは、これは9住区という場所に移転するということが問題になっただけで、それ以外のことでは、2月の定例議会において私が質問したことについては、組合ではまだ9住区の計画の白紙の合意に至っていないということで、現計画が生かされていると考えています、このように組合から答えているわけです。

ということは、この後の質問に続きますけれども、基本構想の策定というのは、これはいつ諮問したのですかという話になるわけです。先ほどの管理者の答弁では、基本構想という言葉に誤解が生じているという話がありましたけれども、これは誤解でも何でもなくて、2月の議会に戻るような質問をしているわけですよ、委員会の中で。だから、私は聞いているわけです。

検討委員会の中では、今、先ほど管理者が答弁した、用地を募集するために必要となる基本的理念という回答をされていました。基本構想の策定の委員は、用地を募集するための基本的理念を考えたいということをおっしゃったのですけれども、検討委員会ではそんなこと言っていないですよ。検討委員会に出されている文書は何と書いてあります。基本構想専門部会なんていうものを勝手に考えていて、その中で施設整備の基本構想を検討とかまちづくりにおける将来像を検討なんていうことがここに書いてあるのです。これは全然違うのではないですか。こんなことを諮問したのですか。それを事務局側は認めるのですか。これは、私に2月の定例議会において回答した内容と違うではないですか。それについてどういうふうに考えますか。

○議長（多田育民君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） 軍司議員からいただいておりました2月の質問の内容については、事務局としては今でもその方針は変わっておりません。基本構想という言葉がひとり歩きをしているというのが委員会の中でもございましたので、私どもの中では、その言葉というものを、基本構想というものが基本的なコンセプト、施設整備基本計画のレベルまで踏み込んだものではないということを次の委員会でもまた確認をさせていただく予定ではおります。

基本的に、具体的にどういったことを我々は基本構想という言葉を使って基本的理念を言いたかったかといいますと、施設規模につきましては、1日処理能力が何トンから何トンぐらいの範囲を想定しますというような決め方をさせていただきたい。基本コンセプト、施設整備基本計画のレベルになりましたら、これは1日の処理能力が何トンを見込むというような範囲設定ではないものが、提示するものが我々は基本コンセプトと認識しております。

また、施設の整備基本計画レベルでは、排ガス処理方式の設定であるとか排ガス自主規制値の設定、白煙防止装置の有無等についても明記していくものとして考えておりますが、我々が申しております基本構想につきましては、最新の技術を導入し、安全安心を確保するといったような文章的な表現で行うと、そういったところの認識を皆様にとっていただくということで考えております。

以上です。

○議長（多田育民君） 軍司議員、もうほとんど終了間近ですから、最後にお問い合わせいたします。どうぞ。

○6番（軍司俊紀君） 今お答えいただいた内容というのは、それは9住区に移転するというときの基本構想をそのまま踏襲すればいいだけであって、それを新たになぜ用地検討委員会に出すのか、意味が全くわからないのですけれども。今おっしゃった内容を踏襲するのであれば、私は、基本構想を策定するためのだけの検討委員会を、広く2市1町から求めて、そのような検討委員会をつくるべきではなかったのかなと思います。いかがですか。

それを確認して、それからもう一点だけ、最後に用地検討について、公募は確実にしますよね。その部分だけを確認して、終わります。

○議長（多田育民君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） 私どもとしましては、この2つ、基本計画については、5年ごとの見直しの、改定のための基本計画の委員会でございます。用地の検討委員会につきましては、9住区の白紙撤回の申し入れが印西市からございました。それを受けて、早急に用地を選定していかなければいけないという一つの確認事項の中でこの用地検討委員会をつくらせていただいております。ですので、基本的なコンセプトを今この段階でどうこうということを考えているわけではございません。あくまでも用地の募集に向けて一つの目安となるものを決めていくものを今回我々は基本計画で検討委員会の中に投げかけているものですので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

また、公募というものにつきましては、我々、この用地の募集につきましては大変重要なものと認識しておりますので、委員会の中におきましても、変更させていただきましたスケジュールにのっとりまして、今後募集に向けての議論を特化して行っていくことは先ほどの答弁の中でもあったとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（多田育民君） 特に管理者、よろしいですか。

以上で軍司俊紀議員の緊急質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（多田育民君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成25年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を閉会いたします。

（午前11時03分）